

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第10回 総会議事録

期日 令和 4年12月 8日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第10回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 4年12月 8日(木) 午後 1時30分

3. 閉会日時 令和 4年12月 8日(木) 午後 1時48分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	3番 日ヶ久保 亨 君	4番 玉川 勉 君
5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君
8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君	10番 松本 一弥 君
11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	16番 川口 勉 君	17番 成田 健義 君
18番 名古屋 誠一 君		

5. 欠席委員

2番 馬場 武雄 君、15番 久保田 信一 君、19番 松林 勝智 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第21号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第42号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第43号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について

7. 会議録署名委員

3番 日ヶ久保 亨 君、17番 成田 健義 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後1時30分

<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第10回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 16名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、2番 馬場 委員、15番 久保田 委員、19番 松林 会長については、欠席の報告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、3番 日ヶ久保 亨 委員、17番 成田 健義 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>それでは、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告20号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第20号について説明します。</p>

議 長	<p>議案書の 1 - 1 と 1 - 2 ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第 20 号について、皆さんからの質疑を受けま</p> <p>す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第 20 号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第 21 号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第 21 号について説明します。</p> <p>議案書の 2 ページと、資料 1 と 2 をご覧ください。</p> <p>照会は 2 件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

	す。
1 6 番 (川口委員)	議長。1 6 番 川口 勉です。 1 番の物件の申請人、[REDACTED]さんの物件ですが、あの申請人が[REDACTED]になっていますけれども。あの間違っていたら申し訳ないんですが、[REDACTED]さん、亡くなったんでないかと思って。
事務局 (尾駮主任主査)	はい。川口委員の質問に対して回答いたします。 そうですね、すみません、亡くなっています、申請人が[REDACTED] [REDACTED]さんっていう方からの申請になります。すみません、訂正させていただきます。以上です。
議 長	川口さん、よろしいですか。
1 6 番 (川口委員)	住所は。
事務局 (尾駮主任主査)	住所は…住所も違います。「[REDACTED]」ということになっています。
1 6 番 (川口委員)	あ、そこ、ごめんなさい。えっと、いや私が近所なのでたまたま名前覚えていたんですが、[REDACTED]さんの住所も[REDACTED]になっていましたか。あの周辺は[REDACTED]だと思っていたんですが。申請人の住所というところ。

	<p>475平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 黒坂谷地110番30、地目は畑、面積は786平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんか。</p>
1 3 番 (袴田委員)	<p>議長、すみません。13番。</p> <p>議案の2の方なんですけども、[REDACTED]の。その場所なんだけどね、もう少しこうわかりやすく、百石の中学校の前とか。前にも言ったことあるんだけどね、知らないひとは知らないんだよね。知っている土地(番号1のアサヒの横)ならすぐわかるんだろうけど。何となくこう、目印になるようなの入ってないば、そういうふうにしてお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、わかりました。次から、幹線道路からどのくらい離れてい</p>

(川口事務局次長)	<p>るかとか、そういったものがわかる目印を付けます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>あとはないようですので質疑なしと認め、議案第40号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第40号を原案どおり決定いたします。</p> <p>つづいて、議案第41号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第41号について説明します。</p> <p>議案書の4ページ番号1と資料6と7をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[]、譲受人は[]。</p> <p>土地の所在は、苗振谷地44番2、地目は田、面積は1,553平方メートルです。用途は宅地、転用の事由は長屋住宅の建築及び賃貸経営となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。
1 7 番 (成田委員)	<p>はい、17番 成田です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。今回の現地調査は5条の許可申請1件のみです。</p> <p>番号1の申請地は、長屋住宅を建築します。汚水は下水道で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。東西の農地との境界には、L型擁壁を設置することから、農地への影響はないと考えます。よって申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、用途地域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、賃貸事業を営むため、最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、買い物に便利な商業施設も多いことから、当該農地の申請に至ったものであります。第3種農地は、原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、議案第42号を原案どおり決定するこ とにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第42号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第43号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定につ いて」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>(議案番号 訂正の説明あり。</p> <p>正しくは5条許可が議案第41号、次の議案は第42号)</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第42号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和4年12月1日付けで農用地利用集積計 画の決定を求められており、賃借権の設定が1件となっております</p>

議 長	<p>す。</p> <p>これにより集積される農地は4筆で、合計面積は7, 244平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案42号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第42号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第43号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案43号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-3ページをご覧ください。</p>

	<p>内容は、使用貸借権の設定が3件、賃借権の設定が2件となっております。これにより集積される農地は18筆で、面積は40,115平方メートル、設定期間は3年から5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第43号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第43号を原案どおり決定いたします</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第10回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>